

高知県の産後ケア事業の現状・課題について

R7.12.2 令和7年度第1回高知県産後ケア事業推進連絡会
高知県子ども・福祉政策部子育て支援課

産後ケア事業について

産後ケア事業（母子保健法第17条の2）とは

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

これまでの経緯

H26年度	・予算事業として創設（※平成26年度はモデル事業）
H28年度	・平成28年度事例集を作成
H29年度	・ガイドラインを作成
R1年度	・母子保健法の改正により、産後ケア事業を法定化（R3.4施行）
R2年度	・ガイドラインを改定
R3年度	・産後ケア事業の実施が、市町村の努力義務に（R1改正母子保健法の施行） ・産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税に
R4年度	・住民税非課税世帯に対する利用料減免加算（基準額：1回あたり5,000円）等を創設 ・産後ケア事業の体制整備のための事例集を作成
R5年度	・ユニバーサルな事業であることを明確化（対象者を「産後ケア事業を必要とする者」に見直し） ・すべての世帯に対する利用料減免加算（基準額：1回あたり2,500円）や、都道府県の広域調整に関する補助事業を創設 ・「こども未来戦略」において、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれる
R6年度	・支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設 ・国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設 ・産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法を改正（R7.4施行） ・ガイドラインを改定（ケアの内容の充実、安全に関する内容の追加等）
R7年度 （予定）	・「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入 （補助割合が国1/2・都道府県1/4・市町村1/4に ※R6以前：国1/2・市町村1/2） ・兄妹や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設（概算要求）

実施状況



令和8年度概算要求額 2,061億円の内数+事項要求（2,013億円の内数）

事業の目的

○ 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- (2) 「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。 ※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

【補助基準額】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,849,300円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,781,800円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 3,080,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算（R7～）
1施設当たり月額 182,900円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算（R7～）
1施設当たり月額 256,700円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース
※ 産婦の利用率の算出方法
宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

高知県の産後ケア事業の状況

【産後ケア事業】 出産後1年を経過しない母子に対して、助産師等が心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うもの。（法定事業：母子保健法上の市町村の実施努力義務）

●実施主体：市町村

現状

【利用者の状況】 ■ 出生数 3,108 (R6)

	R2	R3	R4	R5	R6 (暫定値)
利用者数	285	392	553	1,048	1,515
利用率	7.0%	9.6%	14.9%	31.0%	48.7%

※利用者数：類型ごとの実人数の合計値

【事業実施市町村数】

	R3	R4	R5	R6	R7 (予定含む)
訪問型	34	34	34	33 ※	33 ※
通所型	4	8	12	20	32
宿泊型	8	12	16	24	32

※残り1市町村は類似事業にて実施

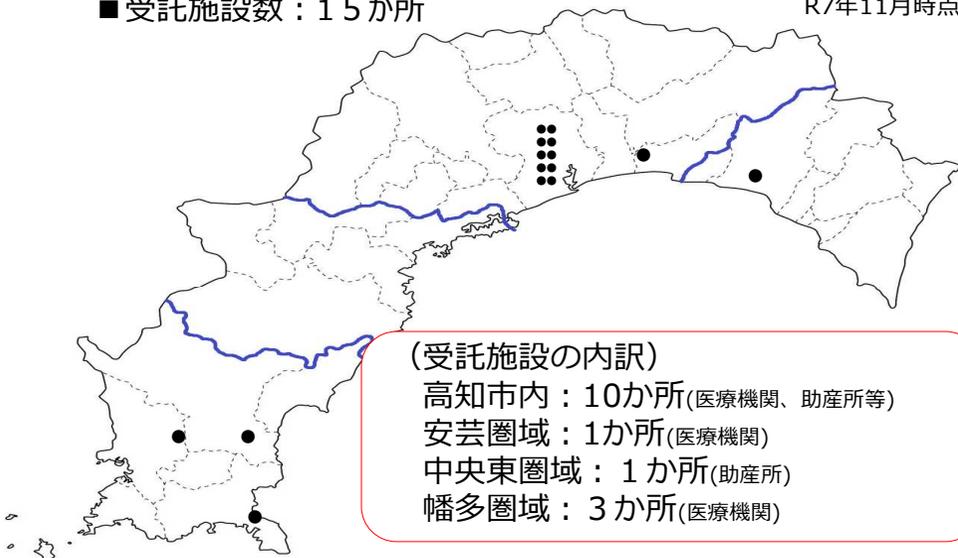
【産後ケア事業の委託先】

〈訪問型〉 高知県助産師会、個人助産師等に委託

〈通所型・宿泊型〉 医療機関、助産所等に委託

■ 受託施設数：15か所

R7年11月時点



(受託施設の内訳)

高知市内：10か所(医療機関、助産所等)

安芸圏域：1か所(医療機関)

中央東圏域：1か所(助産所)

幡多圏域：3か所(医療機関)

R6年度 国費申請 (R6.7)

高知市内

- ・はぐあす
- ・浅井産婦人科内科
- ・内田産婦人科
- ・アニタ助産院
- ・小梅助産院
- ・助産院はぐはぐ
- ・このは助産院
- ・高知赤十字病院

安芸圏域

- ・あき総合病院

幡多圏域

- ・渭南病院

県外 (愛媛県) 3箇所

R7年度 県調査 (R7.11)

高知市内

- ・はぐあす
- ・浅井産婦人科内科
- ・高知赤十字病院
- ・アニタ助産院
- ・小梅助産院
- ・助産院はぐはぐ
- ・このは助産院
- ・国立高知病院
- ・産前産後ケアセンター nyuwa
- ・SORA助産院

安芸圏域

- ・あき総合病院

中央東圏域

- ・ゆいま〜る

幡多圏域

- ・渭南病院
- ・菊地産婦人科
- ・幡多けんみん病院

県外 (愛媛県) 3箇所

※通所型については、委託せず直営で実施している市町村もあり

令和6年度の取り組み（1. 産後ケア事業の実施場所に係る地域調査 報告書より(本山町の取組)

【概要】

出生数：10人(令和5年)
産後ケア事業実施類型：通所型・訪問型

【直営※通所型】

※病院や事業所等に全てを委託していないものとする

- 実施場所：2区コミュニティセンター
- 開催：月1回) 10:00~15:00
- 昼食提供：あり
- 定員：2~4組/回
- こどもの対象年齢：1歳未満

【経緯と詳細】

- 開始年度：令和6年度
- 目的：産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、専門職種が母親の身体的・心理的なケアを行うことで母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに産後うつ予防、負担軽減、育児の孤立を防ぐことで虐待を未然に防止すること。
- 実施までの経緯：要支援妊婦に対して不安が解消される場や母親の休息ができる場がないか検討し実施にあたっては先進県と連絡をとり運営方法の聞き取り、提供いただいた要綱や仕様書を参考に作成した。
- 準備：申請時に、希望するケアなどを確認し必要なものを町で準備。施設の管理者に開錠依頼と布団の宅配の手配。当日お弁当の手配。
- 必要設備や物品：町で準備するもの→消毒用品、書類、児のお世話用品、バスタオル、CD、おもちゃなど。必要時に沐浴セットなど。宅配→大人用布団セット+ベビー用にシングル敷布団
- 安全対策：①保育士1名配置し、託児を行い助産師がケアに集中できるようにしている。
②希望票(母親がケアの前に記入)から緊急連絡先の把握。
③こどものアレルギー・誤飲対策として、離乳食は母親が対応。
- 当日スタッフの職種と人数：助産師1名、保育士1名
- 1回あたりの予算額：〇〇〇円程度(人件費、交通費、レンタル費、宅配費)
- 周知の方法：妊娠届出、産前や新生児訪問時に声掛け。毎月のお便りで周知、HPへ事業内容を掲載。

1日のスケジュール

	利用者	運営スタッフ(設営から片付けまで)	助産師	保健師	保育士
8:30		施設管理者が開錠と布団搬入			
9:30		コミュニティセンターに集合	9:30	9:30	9:30
		スタッフ全員で会場準備(予約者の情報共有、希望内容等)	↑	↑	↑
10:00	↑(午前予約者)	午前予約者が来所し希望票を記入			
		助産師がお弁当に電話			
11:00		希望票の内容に沿ったケアの実施			
		12時ごろ弁当配達			
12:00		午後予約者が来所 母親とスタッフが一緒に昼食			
		午前予約者帰宅			
13:00	↑(午後予約者)	母親が希望票記入			
		希望票の内容に沿ったケアの実施			
14:00					
15:00		片付けのときに保健師が来所する。			
		片付け、実施結果報告書を助産師に書いてもらう(実施項目、観察項目、助産師保育士のコメントなど)保健師申し送り			
15:30		終了			



交流スペース
(託児と食事や希望票を記入する場所)



母親の休息場所



沐浴スペース

会場レイアウト

実施の際の工夫

- ①開催場所の選定
母親が休息できる場所、上の子の送り迎えを考慮して小学校や保育所が近い場所、避難所にもなっている安全な場所などを採り現施設を選定。さらに布団の宅配業者(クリーニング店)が施設を管理しており、施設の開錠と布団の宅配を同時に対応いただいている。
- ②助産師を中心とした実施体制
産後ケアガイドラインを確認しながら基本は助産師と保育士で実施。保健師は必要時や開始前、終了後に申し送りを実施。書類などを活用し助産師と保育士との申し送りは密に実施。
- ③書類の作成
産後ケアガイドラインの確認や、他市町村の運営方法を参考に、委託契約書や仕様書、1日の流れのチェックリスト、報告書などを作成。
- ④地域資源の活用
保育所に周知協力、施設管理者のクリーニング店に布団宅配の協力依頼。

課題

- 「ニーズに応じた事業内容の検討」
- ①アンケート内容の検討
 - ②助産師や保育士の確保

今後の方向性

母親の利用目的や、利用後の心身の変化、感じている課題解決につながったかなどが把握できるように、アンケートの内容を見直し、母親のニーズの把握をさらに行うとともに、他市町村の運営も確認しながら事業評価と内容充実につなげていく。

産後ケア事業 のご案内

授乳がうまく
いかない

話を
聞いてほしい

ゆっくり
休みたい

赤ちゃんの
体重が
増えない

喜不足

産後ケア事業では、出産後のお母さんや赤ちゃんの心身のケアや育児サポートを行います。

対象者

本山町に住居のある産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで下記のいずれかに該当する方

- ・産後の日常生活や育児について助言や支援を受けたい方
- ・育児不安がある方
- ・体調不良のある方

利用 方法

ご利用を希望する方は、本山町健康福祉課にて利用申請が必要です。申請は妊娠中からでもできます。

事業の内容

訪問型

保健師と助産師が家庭訪問を行い、以下の相談や助言、ケアを行います。

- ・お母さんの体調について
- ・育児について
- ・授乳やミルク哺乳の方法
- ・乳房や身体のケア

利用回数制限なし。
利用料無料。

通所型 (デイサービス)

二区コミュニティセンターにて、助産師と保育士を配置し以下の内容のデイを行います。

- ・訪問型の内容(相談や助言、ケア)
- ・昼食をとる、仮眠を取る機会の提供

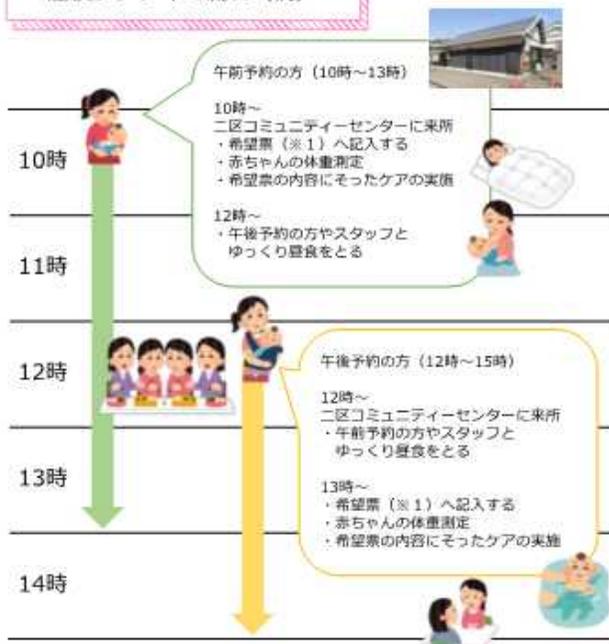
※詳しい内容やデイの流れについては別紙1、2をご参照ください。

利用回数制限はありませんが、利用希望人数によってご相談させていただく場合があります。利用料無料。昼食希望の方はお弁当代(500~600円程度)が必要です。

お問い合わせ先

本山町健康福祉課 電話：0887-70-1060

産後ケアデイの流れ(例)



※1：希望票(書き方の例)

	項目	(例)
希望すること	布団で寝たい	<input type="checkbox"/>
	乳房マッサージを受けたい	<input type="checkbox"/>
	身体のマッサージを受けたい	<input type="checkbox"/>
	沐浴してほしい	<input type="checkbox"/>
	その他()	<input type="checkbox"/>
聞きたいこと	お母さんの身体について	<input type="checkbox"/>
	授乳について	<input type="checkbox"/>
	抱っこや抱っこ紐について	<input type="checkbox"/>
	オムツ交換について	<input type="checkbox"/>
	子どものスキンケアについて	<input type="checkbox"/>
	沐浴について	<input type="checkbox"/>
	上の子どもについて	<input type="checkbox"/>
	その他()	<input type="checkbox"/>

※沐浴希望の方へ
沐浴は予約が必要ですので、デイ
を予約する際に沐浴希望であること
を保健師にお知らせください。

持参する物

- ・母子健康手帳
- ・ミルク等のお子さんのお世話に必要な物
(お湯や紙コップは準備できます
ので必要時はお声がけください)
- ・お母さんの飲み物
- ・お弁当代(500円~600円)
もしくはお昼ご飯

※沐浴希望の方は着替え、石鹸、保
滑剤などをご持参ください。

スタッフ紹介

私たちが担当しています

(写真)

地図

本山保育所から南へ直なりに
約200mほど進んだ所に
二区コミュニティセンター
があります。



センター内の紹介やお弁当について



ふすまを挟んで奥の部屋に布団を用意しています。
仮眠の際は、手前の部屋で保育士さんに
子どもさんを預かってもらう事ができます。

手前の部屋は、お話を聞いたり
子どもさんの体重測定や
昼食をとるスペースです。

昼食を希望された方には「喫茶トモエ」の
お弁当をご用意します。
お弁当は日替わりで<500円>と<600円>
の2種類があり、<600円>の方が量が多く
ボリュームです。



〈事業のチラシ〉

2024年11月～2025年2月 **高知県委託事業**

参加費 無料 昼食付

産後ケアをもっと身近に!

日帰りおためし産後ケア 各回定員 4名

下記の3か所で助産師などが出張し、
通所型(日帰り)産後ケア事業を実施します。

開催時間 10:30～16:00

対象者

- ①対象市町村にお住まいの産後1年未満の母親とお子さまのうち、
①すべての産後ケア事業(訪問型・通所型・宿泊型)を今まで一度も利用したことのない方
②訪問型の産後ケア事業は利用したことがあるが、通所型及び宿泊型は利用していない方
(注)ただし、お申込み多数の場合は①の対象者を優先とし、抽選をさせていただきます。予めご了承ください。
- ③上記①または②の対象者のうち、アンケートへの回答や感想、写真の掲載等にご協力いただける方
※各会場の対象市町村にお住まいの方のみお申込み可能です。

日帰りおためし産後ケア開催地

四万十の宿 いやしの湯
(四万十市下田 3370)
対象市町村
四万十市・宿毛市・土佐清水市
大月町・三原村・黒潮町

開催日 11月25日(月)
申込期間 11月13日～11月20日

開催日 1月24日(金)
申込期間 1月4日～1月11日

東風ノ家
(安芸市矢ノ丸 1-9-28)
対象市町村
室戸市・東洋町

開催日 12月11日(水)
申込期間 11月20日～11月27日

開催日 2月5日(水)
申込期間 1月15日～1月22日

高知黒潮ホテル 龍馬の湯
(香南市野市町東野 1630)
対象市町村
香南市・香美市・本山町
大豊町・土佐町・大川村

開催日 12月2日(月)
申込期間 11月18日～11月25日

開催日 1月31日(金)
申込期間 1月10日～1月17日

日帰りおためし産後ケアではこんなことをします

AM	PM
<p>相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ママ同士で交流 ● 育児相談・母乳相談 ● ベビーの体重測定 ● ベビーとのふれあいあそび ● 希望の方は入浴・休息 	<p>交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ママ同士でランチタイム(託児あり) ● ママのリラックスタイム・交流 ● 希望の方は相談・入浴・休息 <p>※上のお子さまの託児はできませんのでご了承ください</p>

産後ケア事業は
出産後1年未満であれば
どなたでもご利用
いただけます!

**ママに寄り添う
産後ケア**

産後ケア事業は、市町村の利用料補助を受けられる場合があります。
※お住まいの市町村に申請が必要です。

産後、こんなことはありませんか?

そんな時は
産後ケア事業!

- 寝不足が続いて
疲れがたまっている
- ベビーの成長が
気になる
- 授乳がうまくできない
- 何となく不安で
誰かに相談したい
- ベビーと2人きりで息がつまりそう

—ママ笑顔 ベビーしあわせ パパ安心—

産後の母子に対して助産師などが心身のケアや育児のサポートを行い、
安心して子育てができる支援体制を確保する市町村事業の事です。

産後ケア事業って何?

産後ケア事業の事業内容や委託契約の標準化について

- ◆ 産後の母子が、県内どこに住んでいても、安心して質の高い産後ケア事業を利用できることが望ましい。
- ◆ しかし、現状では、市町村が個々に事業者と契約し実施しているため、産婦の居住地の自治体が契約している施設しか利用ができなかったり、居住地によってサービス内容や利用料等が異なっている。また、市町村、事業者においても、事務負担等が大きいことから広域調整を望む声が多い。
- ◆ 産後ケア事業は自由度の高い仕組みであり、公定価格等の国の定める基準等はない。
- ◆ 調整にあたっては、主に次の4つの要素について現状把握、課題整理等が必要。

① プレイヤー（委託先）

市町村が事業者と個々に契約
市町村直営も含めると、実際のプレイヤーは多岐にわたる

- ・ 市町村直営で実施
- ・ 助産師会に委託
- ・ 医療機関に委託
- ・ 個人助産師に委託
- ・ 産後ケア施設に委託

② サービス価格（委託先）

単価基準等はなく、事業者によって価格設定は異なる

- ・ 減価償却費（施設損料）
- ・ 人件費
- ・ 食費
- ・ 諸雑費等

③ 委託内容（市町村）

提供しているケアの内容は事業者により異なる

- ・ 適切な授乳ができるためのケア
- ・ 育児手技の指導や相談
- ・ 母親の栄養指導を含む保健指導
- ・ 個別の妊婦に合わせたケアプランの作成 等

④ 利用料（市町村）

市町村が本人負担の利用料を設定

- ・ 各市町村の考え方により利用料の設定をしているため、委託先の事業者が同じでも利用料が異なる
- ・ 市町村単位では施設間の利用料を一律に揃えている場合もある

広域調整の難易度：高

- 個別契約による委託先の統一は不可能だが、段階的な検討を経たうえで、広域利用できる仕組み（集合契約等）にすることは考えられる

広域調整の難易度：高

- 市町村及び事業所間の差が大きく、すぐに統一することは困難
- まずは標準的な事業内容や、標準的な人員配置等の考え方の整理が必要

広域調整の難易度：
比較的調整しやすい

- 安全対策マニュアルや報告様式等の整備は必要性も高く、比較的容易にひな形等の整備が可能
- あわせて、国のガイドラインや現状のサービス内容等を踏まえ、標準的な事業内容等の検討も必要

広域調整の難易度：高

- サービス内容や利用料の考え方は市町村により異なるため、すぐに統一することは困難
- まずは標準的な事業内容や契約単価の考え方等の整理が必要

広域調整のためには、これらの現状・課題を整理のうえ、段階的な検討を要する

産後ケア事業所ヒアリング 結果

対象事業者

宿泊型、通所型の産後ケア事業を実施している14事業者、1団体

- ・ アニタ助産院 ・ 助産院はぐはぐ ・ このは助産院 ・ いのち育みサポートはぐあす
- ・ 産前産後ケアサロンnyuwa ・ SORA助産院 ・ ゆいま〜る ・ 小梅助産院（※助産師会のヒアリングに同席）
- ・ 県立あき総合病院 ・ 国立高知病院 ・ 高知赤十字病院 ・ 菊地産婦人科 ・ 渭南病院
- ・ 県立幡多けんみん病院 ・ 高知県助産師会

主要項目のとりまとめ

	母体の施設が 病院又は診療所 の場合	母体の施設が 助産所又は助産所に類する施設 の場合
サービスの提供内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ レスパイトのニーズが多い ・ 分娩取り扱い施設においては、入院中にできなかった指導やケアを産後ケア事業で実施するなど、切れ目のない支援の実施が可能 ・ 他院で分娩した利用者についても、聞き取り等で情報収集を行い、全施設で受け入れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レスパイトのニーズが多い（訪問型は育児指導や授乳支援のニーズが多い） ・ 施設によっては、市町村の紹介により緊急的に利用が必要な利用者を受け入れる等の取組を行っている施設もあり ・ アロマや各種講座等、自費のサービスを提供している施設も多く、サービス内容に幅がある
職員の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母体施設に勤務している助産師等が対応（現在は医療法の人員と別に専任職員を+1人配置） ・ 実施担当者のキャリアアップとして（一財）日本助産評価機構のアドバンス助産師等を活用 ・ 給食や利用料の徴収、事務については母体施設の職員で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1組ずつ受け入れている施設では、助産師1人で対応 ・ 一度に2組以上の受け入れをしている施設では、パート職員も含め複数体制で対応。（最大8人程度） ・ ヒアリング対象施設すべて管理者が助産師会に所属。助産師会では、資質向上の取組として、日本助産師会実施の産後ケア実務助産師研修又はこれに準ずる研修等を受講するよう会員に働きかけ。
受け入れ可能な対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象月齢：ベビーベッド等の設備がなく、制限を設けている施設が多い（生後4か月未満等） ・ 父親、きょうだい児：受け入れ不可 ・ 医療的ケア児：病院においては、小児科も併設していることから、ケースの状態によって判断するという施設が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象月齢：1歳未満 ・ 父親、きょうだい児：ほとんどが受け入れ不可だが、父親向けのサービスを検討している施設等もあり ・ 医療的ケア児：ケースの状態にもよるが、対応困難な場合が多いと考えられる
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 院内の医療安全対策、院内感染対策に準じて実施。インシデント（アクシデント）の報告も日頃から実施しているため、県の安全対策マニュアル整備後も対応可能。 ・ 災害発生時の報告は、産後ケア事業ではなく母体施設全体としてEMIS（広域災害救急医療情報システム）により報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各助産所等で協力医療機関あり ・ 従前から助産師会においてインシデント発生時の報告体制が整備されているため、県の安全対策マニュアル整備後も事故発生時等の報告については対応可能 ・ 災害発生時の被災状況等の報告体制の整備に向け、「災害時情報共有システム」の説明や訓練が必要

県、市町村への主な意見や要望

1. 委託契約について（報告様式等の統一、広域実施体制の構築、適正な委託料の設定等）

- ・ 契約に係る事務負担の軽減や県内の里帰り産婦への支援のために、県内の広域実施体制の構築を望む声が多かった。
 - ・ 広域実施のために一般的かつ合理的な手段が「集合契約」であり、集合締結のためには契約単価の統一が必要である。しかし、現状では、各事業者の実施状況や各自治体の財政状況に差があるため、時間をかけた検討が必要。
- （対応案）令和7年度には、まずは調整可能な、報告様式や安全対策マニュアルの統一化を図り、段階的に検討を進めていく。

2. 医療法に基づく業務を行う人員との兼務について

- ・ 事業者の母体が病院又は診療所の場合は、現状ではほとんどの施設で勤務助産師から1名専任職員を配置。一方、宿泊型の場合、夜間に従事可能な人員に限られるため、特に夜間の時間帯において、医療法に基づく業務に従事する職員との兼務を可能にしてほしいと一部の病院から要望があったもの。
 - ・ 国通知で、兼務の場合は「それぞれの施設の人員要件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治療及び委託業務に支障がないよう注意すること」と示されている。
- （対応案）各施設の人員要件を満たすとともに双方の業務に支障がないことを確認できる仕組みの検討

3. 旅館業施設における産後ケア事業の実施における法令上の取扱いや留意事項について

- ・ 旅館業施設を活用して産後ケア事業を実施する場合の法令上の取扱い等について質問があったもの。
 - ・ 法令上実施は可能であるが、特に宿泊型を実施する場合において、旅館業法、建築基準法、消防法の各所管部署に確認が必要となっている。
- （対応案）上記の旨を関係者に周知

県、市町村への主な意見や要望

4. 産後ケア事業に必要な物品調達に係る費用に対する助成について

- ・現状では、県内の自治体は利用者1件あたりの単価契約にて委託料を支払っているため、ベビーベッド等の物品に対する助成をしていない。

→ 予算を伴うものであるため、継続的な検討が必要

5. 自治体によって利用回数の上限が異なっていること/利用可能回数の確認方法について

- ・複数市町村と契約している事業者においては、予約受付時に居住市町村と利用回数を聞き取ることが煩雑になっている。また、本人から聞き取った残回数に誤りがある場合も少なくない。
- ・母子健康手帳に産後ケアの記録を記載する欄があるが、利用時の記載を統一できていない。
- ・将来的には利用回数の統一が望ましいものの、まずは確実に利用回数を確認できる仕組みにする必要がある。

→ (対応案) ① 事業者による母子健康手帳への記載を統一

② 高知市のチケット制の導入の検討

R7.11 子育て支援課実施アンケート結果より
チケット制の導入について (N=29)

対応可能・・・15自治体
対応困難・・・4自治体
その他・・・10自治体

〈チケットのイメージ〉

産後ケア事業チケット
母親氏名：〇〇〇
承認番号：12345
所得区分：課税世帯

〈他の自治体の例〉

氏名		No.	
日付	施設名	内容	

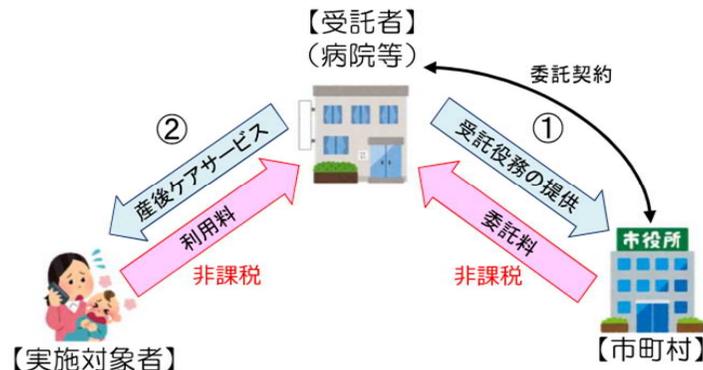
県、市町村への主な意見や要望

6. 産後ケア事業におけるケアの展開（アセスメント→プラン作成→ケアの提供→評価、報告）の標準化について

- ・事業者のサービスの提供内容や、市町村と事業者の情報共有の程度には、差がある。
- （対応案）① 職能団体との連携によりケアプランや情報共有のツール等を整備する。（＝国要綱に定められる「支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算」にも対応できる体制を構築）
- ② 安全対策マニュアルに基づく勉強会や災害訓練等を継続的に実施する。

7. 産後ケア事業の消費税の取扱いについて

- ・産後ケア事業は、消費税法施行令第14条の3により「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」は消費税を非課税とされており、市町村から産後ケア事業の委託を受けた事業者が事業実施の対価として得る委託料も非課税となっている。また、委託事業において利用料を徴収した場合の利用料も非課税となる。
- （対応案）上記の旨を自治体、事業者に再度周知する。



- 病院等が市町村に対し、委託料を対価として行う役務提供（産後ケア事業の実施の受託）【①】は、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**委託料は非課税**）。
- 病院等（受託者）が実施対象者に対し、利用料を対価として行う産後ケアサービス【②】は、「産後ケア事業として行われる資産の譲渡等」として、消費税が非課税となる（**利用料は非課税**）。

高知県産後ケア事業推進連絡会 概要

目的

市町村における産後ケア事業実施上の課題についての情報提供や協議等を通して、産後ケア事業の推進を図り、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する

構成員

- (1) 市町村代表・・・市町村保健衛生職員協議会会長（北川村）、高知市、各ブロックの代表市町村（中芸広域連合、香南市、いの町、須崎市、四万十市）
 - (2) 有識者、関係団体・・・高知県産婦人科医会、高知県看護協会、高知県助産師会、高知県立大学
 - (3) 事業者代表・・・高知赤十字病院、いのち育みサポート はぐあす、浅井産婦人科・内科
- ※ オブザーバー：各福祉保健所

R7の取組

委託元の市町村のみで構成する準備会から開始 → 第1回連絡会（R7.12.2）

当面の進め方

	協議事項、取組内容
第1段階 (R7)	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知県の産後ケア事業の現状・課題の共有 ● 安全対策に関すること ● 委託契約の標準化に関すること
第2段階 (R8～)	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準的な委託料、利用料に関すること ● ケアプラン、情報共有のツール等の検討 ● 安全対策に関する勉強会や災害訓練等の実施

成果物

- 県内統一の**安全対策マニュアル**の整備
- **標準的な契約書・仕様書**の整備
- **報告様式**の統一
- 基本的な委託料の考え方の整理

- 標準的な委託料の積算
- 標準的な利用料の考え方
- ケアプラン、情報共有のツール等の整備

令和7年度産後ケア事業推進連絡会の取り組みについて

日程	内 容
5月27日	<p>産後ケア事業推進連絡会 準備会 出席：北川村、高知市、須崎市、四万十市、香南市、いの町、中芸広域連合 協議内容：現状・課題について、今後の方向性について</p>
7月4日	<p>産後ケア事業推進連絡会 第1回作業部会 出席：高知市、須崎市、四万十市、香南市、いの町、中芸広域連合の実務担当者 協議内容：報告様式（案）、安全対策マニュアル（案）、標準的な仕様書の項目案</p>
9月16日・17日	<p>産後ケア事業推進連絡会 第2回作業部会 出席：高知市、須崎市、四万十市、香南市、いの町、中芸広域連合の実務担当者 協議内容：標準的な仕様書（案）、安全対策マニュアル（案）、事業所ヒアリングについて</p>
9月～10月	<p>産後ケア事業所ヒアリング 実施体制：高知県、代表市町村 対象：通所型・宿泊型を実施している14事業者 及び 高知県助産師会 内容：高知県の取組説明、実施状況の聞き取り</p>
12月2日	<p>第1回産後ケア事業推進連絡会（全体会） メンバー：市町村代表、関係団体、学識経験者、事業者代表 協議内容：○委託契約の標準化に関すること ・標準的な仕様書（案）、報告様式（案） ・委託料の積算の考え方 ○安全対策マニュアル（案）</p>
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な契約書、仕様書、報告様式の整備 ・高知県産後ケア事業安全対策マニュアルの制定 ・市町村、事業所向けの説明会及び勉強会